

生活保護法

第1条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

第9条 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

第11条 保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助
- 二 教育扶助
- 三 住宅扶助
- 四 医療扶助
- 五 介護扶助
- 六 出産扶助
- 七 生業扶助
- 八 葬祭扶助

2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

第27条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。

3 第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

第27条の2 保護の実施機関は、要保護者から求めがあつたときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。

第62条 被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項但書の規定により、被保護者を収容し、若しくは収容を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

2 保護施設を利用する被保護者は、第46条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。

3 保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

5 第三項の規定による処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

アメリカにおける低所得者対策

厚生労働省政策企画官 西村 淳

1 アメリカの低所得者対策の概要

(1) 生活保護制度の不在

アメリカの低所得者対策としては、

- ①子どものいる家庭の一時的扶助（TANF = Temporary Assistance for Needy Families）
 - ②高齢者・障害者の扶助（SSI = Supplemental Security Income）
 - ③食料品購入クーポン券の支給（FS = Food Stamp）
- などの所得保障制度があるが、日本で言う生活保護制度（一般的な低所得者への扶助制度）はない。

(2) 1996年福祉改革

1996年の福祉改革において、福祉受給者の就労促進を目的とした以下のような制度改革が行われ、これまでのところ、受給者の就労と社会福祉給付費の減という初期の成果をあげている。

- ① 従来の要扶養児童家庭扶助（AFDC = Aid to Families with Dependent Child）を廃止し、一時的扶助（TANF）を創設（権利としての扶助から就労に至るまでの一時的扶助へ）
- ② 低所得者対策（TANF、SSI、FS）における就労要件を強化し（2年以内の就労義務）、給付期間を限定（生涯で5年間）
- ③ 児童保護養育基金（Child Care and Development Fund）を設立し、低所得家庭の児童保育を充実
- ④ 不在の親から養育費を強制的に徴収する制度である児童扶養強制制度（Child Support Enforcement）を強化（TANF受給者には自動的に適用等）

(3) 連邦・州・自治体の役割分担

TANF及びFSは連邦の補助及び基準により州政府（福祉部及び地区福祉事務所）により実施され、SSIは連邦政府（社会保障庁 Social Security Administration 及び地域社会保障事務所）により実施されている。なお、要援護者への一般的な支援サービス（ソーシャルワーク）は自治体（郡役所 County など）により行われている。

2 TANF（貧困家庭扶助）制度

（１）制度の概要

①親の失業等により養育を欠く18歳未満の児童の援助を目的とし、世帯に対し一時扶助（現金給付）を行う制度。

②受給後2年以内に就労活動（work activities = 20時間以上の就労、求職活動、コミュニティサービス等）を行うことが義務（1歳未満の児童を抱えた単身の親は就労要件除外可能）。なお支給期間は生涯で最大5年。

③給付水準は、州により異なるが3人家族で月435～1107ドル（中央値は672ドル）となっている。

④「福祉から就労へ」の考え方にに基づき、積極的な就労支援策とセットで施策が行われている。

（２）実施体制（連邦と州の関係）

①連邦政府の実施基準と定額補助金（Block grant）に基づき州が実施。就労促進が進めば補助金が増額され、進まなければ削減される仕組み。

②各州は、実施基準の範囲内で、一時扶助の給付水準と所得要件、各種就業支援プログラムなどを決めている。

③就労支援プログラムのほか、児童養育費支払強制制度（Child support enforcement program）や児童保育制度（Child care）にも使われている。

（３）改革と成果

①1996年の福祉改革で、従前の要扶養児童家庭扶助（AFDC = Aid to Families with Dependent Child）から改正された。権利から一時的援助への目的変更、州の就労支援の義務づけなどが主な変更点。

②就労促進と給付減に大きな成果をあげている。2000年8月の連邦厚生省（U.S. Department of Health and Human Services）の報告書では、

- ・ 就労している受給者は、1992年度7%、1996年度11%であったものが、1999年度には33%に増加。
- ・ 受給者数は、1993年1月の1410万人（全人口比5.5%）から、1999年12月には630万人（2.3%）に減少。
- ・ 貧困線以下の母子家庭の割合は、1995年の41.5%から1998年の38.7%に減少。

3 メリーランド州の例

(1) メリーランド州の家族投資プログラム (FIP = Family Investment Program)

①メリーランド州はアメリカ東海岸の人口530万人の州である。最大の都市は首都ワシントンから北へ60キロほどのボルチモア市(人口65万)である。

- ②メリーランド州のTANF制度は「家族投資プログラム」と呼ばれ、
- ・現金給付である一時扶助 (TCA = Temporary Cash Assistance Payments)
 - ・食料品購入クーポン券の支給 (FS)
 - ・自立支援補助金
 - ・医療扶助
 - ・就労支援事業 (Work Programs)

から成り立っている。メリーランド州福祉部 (Maryland Department of Human Resources) により実施されている (州労働部 Maryland Department of Labor, Licensing and Regulation とは異なる)。

③1996年の福祉改革後、給付志向の事業から自己責任と就労と自立を志向した事業に大きく転換した。

④子供のいる要援護家庭を、「就労」「自己責任」「地域における取り組み (Community Involvement)」を通じて自立させることを目標としている。

⑤一時扶助の給付費を削減した分を、就労支援、児童保育、緊急一時保護、その他の支援事業に振り向けることにしているが、これらのプログラムはいずれも地区のニーズと特性に応じて地区福祉事務所ごとに行われることになっている。

⑥「児童扶養第一主義 (Child Support First)」をとっており、TCAの給付を受ける者は児童養育費支払強制制度 (不在の親から養育費を強制的に徴収する制度) がまず自動的に適用される。

⑦各種支援プログラムの提供は個々の要援護家庭のアセスメントに基づき行われる。なるだけ一時扶助を受けないで済むよう、児童保育の提供 (バウチャー制) などが行われる。

⑧とりわけ就労支援に力を入れており、職業訓練、職業紹介、能力開発、カウンセリングなどが福祉事務所において行われている。

⑨このほか、就労支援にあたっては、地域団体との連携 (Community Partnership) を重視しており、地場企業、NPO、ボランティア団体、自治体などと連携して、雇用機会の提供、助言、能力開発、移送サービス、啓発活動などを行っている。

また、地域の提携企業、州政府の地区オフィス、自治体は受給者の雇用に配慮することとされている。

⑩これらの改革の結果、受給者数は1995年1月の22万8千人から2001年8月の7万3千人まで68%減少した。

(2) ハワード郡における就労支援の取り組み (JOBS FIRST program)

①ハワード郡はワシントンとボルチモアの間に位置する地区である(人口約25万人)。ワシントンやボルチモアへ通勤する人も多い都市近郊地区である。

②メリーランド州福祉部のハワード郡福祉事務所(Howard County Department of Social Services)において家族投資プログラムが行われている。

③ハワード郡における一時扶助の受給者は2000年で381人で、1995年の改革前に比べ87%減少している。一方、医療扶助受給者は10671人で、52%増、児童保育受給者は581人で103%増加している。

④就労支援としては、福祉事務所内に就労支援センター(JOBS FIRST Resource Center)を設け、職業紹介(コンピュータ操作で全米の求人を検索できる)や能力開発教室を行っている。

⑤また、地域諸団体との連携が特徴的であり、

- ・ハワード地域大学(Howard Community College)において6週間の職業訓練コースが提供されているほか、
- ・就職後「草の根(Grassroots)」の会員になって就職後の様々なニーズに対応した支援を受けることができる(1日24時間・週7日間の電話相談、5週間の職場への送迎、子供が病気の時の3日間のケア、ニュースレターの発行など)
- ・NPO「Cars for Careers」が中古車や運転教習の提供を行っている
- ・地場企業が雇用した場合最初の90日間給与の半分を補助する
- ・このほか、Urban Rural Transportation Alliance, Inc. (URTA)、Community Action Council、ハワード郡役所(Howard County Government)とも提携している。

「低所得者の新たな生活支援システム検討プロジェクト」 報告書

平成14年1月7日

はじめに

- 社会保障制度の全般にわたり、低所得者の生活支援システムについて今後のあり方を総合的に検討するため、榊屋厚生労働副大臣を座長として省内プロジェクトチームでの検討を行ってきた。これまで、関係の制度について広く横断的に検証してきたので、その結果を以下の通り報告する。

1 基本的考え方

- 今後の高齢化の進展に伴い、社会保障の給付とそれに見合う負担の増大が避けられない中、負担能力のある者には適正な負担を求めていく一方、負担能力の低い者には必要な配慮を行っていくことが必要である。
- また、社会的に援護を要する多様な人々が、一人一人の能力を十分に発揮し、自立して尊厳を持って生きることができるよう、広範な生活支援のあり方を考えるべきである。

2 低所得者の現状

- 高齢単身者、障害者、母子家庭に低所得が多い。ホームレスなど新しい問題も生じている。

国民生活基礎調査	所得 200 万円未満	・ 母子世帯の 48%、高齢者世帯の 41% が該当（全体では 15%）
	所得 第一四分位 （低所得者世帯）	・ 3分の1 は高齢者世帯、半数は単身世帯（高齢者世帯の消費支出は現役世代より低いことに注意）
	基礎的所得	・ 高齢者世帯は 81% が年金収入 ・ 母子世帯は 75% が雇用収入
	貯蓄	・ 高齢者世帯の 37% が 300 万円以上 ・ 母子家庭の 73% が 100 万円未満

<p>福祉行政報告例 被保護者全国一斉調査</p>	<p>生活保護の受給者 保護受給期間 保護開始理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世帯 45% (うち 89% が単身) ・傷病・障害者世帯 40% ・母子世帯 8% ・高齢者世帯の 42% が 10 年以上 ・母子世帯の 52% が 3 年未満 ・高齢者世帯は傷病・老齢による収入の減少が 45% ・母子世帯は働いていた者の離別等が 41%
<p>身体障害者実態調査 精神薄弱者実態調査</p>	<p>生活実態 生活実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税非課税 49%、市町村民税非課税 39% ・年金受給 68% ・就業者 29% ・生活保護受給者 3% ・仕事をしている者 44% (うち作業所半数) ・年金・手当受給 78%
<p>母子世帯等調査</p>	<p>生活実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平均年収 229 万円 (一般世帯 658 万円) ・離死別直前は無就業 38% → 離死別直後にはパート就業 37%・正社員 30% → その後パート 30%・正社員 37% ・児童扶養手当受給 61%
<p>ホームレスに関する調査</p>	<p>東京都・大阪府・ 神奈川県など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大半が独身男性 ・7割以上が求職活動をしている ・仕事を失うことがホームレスになる大きな要因

3 保険料や自己負担の減免

(1) 現行制度においても、負担能力の低いものには必要な配慮を行ってきている。これらの制度では、原則として「市町村民税非課税」程度の所得の者を「低所得者」と定義して配慮を行っており、制度によってはそれ以下の所得の者を「特に低所得の者」として一層の配慮を講じている。

- 医療保険制度においては、低所得者に対し患者一部負担の軽減と保険料の軽減制度を設けている。

老人医療の自己負担	入院時一部負担金 ・高額医療費制度 の自己負担限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者（市町村民税非課税者等）24600円 ・特に低所得の者（老齢福祉年金受給者等）は15000円 ・一般は37200円
	入院時食事療養費 の標準負担額	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者（市町村民税非課税者等）は3ヶ月まで1日650円、4ヶ月以降500円 ・特に低所得の者（老齢福祉年金受給者等）は1日300円 ・一般は1日780円
国民健康保険の自己負担	高額療養費制度の 自己負担限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者（市町村民税非課税者等）は35400円 ・一般は $63600 + (\text{医療費} - 318000) \times 1\%$
	入院時食事療養費 の標準負担額	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者（市町村民税非課税者等）は3ヶ月まで1日650円、4ヶ月以降500円 ・一般は1日780円
国民健康保険の保険料	保険料の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者について、3区分に分けて保険料（税）を軽減（2割軽減・5割軽減・7割軽減）

- 介護保険制度においては、低所得者に対し介護保険料負担を軽減するほか、利用者負担を軽減している。また、制度外の措置として、社会福祉法人が実施する介護サービスについて、低所得者に対して利用料の軽減措置を行っている。

介護保険料	負担能力に応じて 設定	<ul style="list-style-type: none"> ・第1段階（老齢福祉年金受給者等）は基準額×0.5 ・第2段階（市町村民税非課税）は基準額×0.75
高額介護サービス費	利用者負担の上限 額	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者（市町村民税非課税）は月24600円 ・特に低所得の者（老齢福祉年金受給者等）は月15000円 ・一般は月37200円

介護保険施設に入所する場合の食費	食費の標準負担額	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者（市町村民税非課税者）は1日500円 ・特に低所得の者（老齢福祉年金受給者等）は1日300円 ・一般は1日780円
制度外の措置	社会福祉法人の利用者負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人が実施するサービスについて、低所得者に対して利用料を軽減（公費による助成あり）。対象者は第1号被保険者の1割程度にまで拡大
	ホームヘルプサービス利用者への軽減措置	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度施行前からホームヘルプサービスを無料で利用していた低所得者の訪問介護の利用料を、当面1割から3%に軽減

- 国民年金制度においては、低所得者からの申請によって保険料の納付が免除される。

国民年金保険料の免除制度	全額免除制度	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税非課税者等は申請に基づき全額免除
	半額免除制度	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年4月から、一定の所得以下（標準4人世帯で所得ベース年間285万円以下）の場合、申請に基づき半額を免除する制度を導入

- (2) 今後保険料や自己負担の増大が不可避の中、低所得者の負担軽減に関し適切な対応をする必要がある。このため、特に低所得の者に対する配慮を一層充実する。

- 平成14年度医療制度改革において、特に低所得のため自己負担額を更に軽減する高齢者の対象範囲を拡大する。具体的には、1月当たりの患者自己負担の限度額が1万5千円に軽減される者の範囲について、現在の「現に老齢福祉年金を受給している市町村民税非課税者等」とする基準では高齢者全体の約0.7%しか該当しないが、これを高齢者の約15%（240万人：自己負担が軽減される低所得者の約半数）が該当するよう大幅に拡大する。

- 介護保険料については、①全額免除しない、②収入のみによる一律の軽減をしない、③一般財源を繰り入れない、という制度の趣旨をふまえた上で特に低所得の者への配慮を行っている市町村もあるが、国としてもこうした3原則を遵守した地域の取組については尊重する。
 - 個室・ユニットケアを特徴とする特別養護老人ホーム（新型特養）の積極的な整備を進めることとし、新型特養の入居者はホテルコストにかかる費用を負担することを基本とする。この際、低所得者の個室利用が阻害されないよう、低所得者についてはホテルコストの負担軽減を行うこととし、具体的には介護報酬による配慮を検討する。
- (3) なお、今後保険料水準の上昇が避けられないならば、相対的に拠出が困難な人が増えることなどから、社会保障制度全体の中での低所得者の負担と給付のあり方について検討を行っていく必要がある。

4 多様な要援護者の生活支援

- (1) 低所得者には、高齢者・障害者・母子家庭・ホームレスなど多様な類型があり、現行制度でも要援護者ごとに多様な生活支援が行われている。所得保障、福祉サービスが提供されるとともに、働く意欲と能力のある人の自立を支援するためのサービスが提供されている。

生活保護制度	・生活に困窮する国民に最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした所得保障制度
生活福祉資金貸付制度	・低所得者世帯等に資金を低利で貸し付けるとともに、民生委員を通じ必要な援助指導を行う制度
母子家庭対策	・母子福祉資金の貸付、自立促進事業、生活指導等、児童扶養手当の支給、就業対策等を体系的に行っている
障害者対策	・在宅・施設福祉サービス、社会参加・雇用支援、保健医療対策、障害年金、特別障害者手当等の支給などを体系的に行っている
高齢者対策	・介護保険サービス、老人保健、雇用就労対策、老齢年金の支給などを体系的に行っている
ホームレス対策	・ホームレス自立支援センターにおいて、生活相談・指導、職業相談・紹介等を行うほか、夜間の緊急一時的な宿泊場所（シェルター）の設置を進めている

雇用対策	・中高年齢者・障害者・母子家庭の母などの就職困難者に対し、職業転換給付金を支給する制度や、これらの者を雇い入れた事業主に対し助成金を支給する制度がある
------	---

(2) 今後、働く意欲と能力のある人に対しては、就労支援と福祉貸付といった自立支援策を一層推進する必要がある。

○ 当面、母子家庭の自立を支援するため、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就労の支援に主眼を置き、平成14年度から総合的な母子家庭対策の推進と児童扶養手当制度の見直しを行う。

- ・ 具体的には、児童扶養手当中心の施策体系を改め、児童扶養手当について所要の見直しを行うとともに、住民に身近な市等における相談体制の強化を図り、①子育てや生活支援策、②就労支援策、③養育費の確保、④経済的支援を総合的に展開する。

- ・ 特に就労支援については、単なる政策メニューにとどまらず、現実母子家庭に届き、効果が上がることが必要であるため、従来手当中心の施策を講じてきた福祉施策サイドにおいて自立支援のための新たな枠組みを行うとともに、雇用施策サイドにおいても、ハローワーク等の関係機関を通じた積極的支援を行う。

- ・ 当面、平成14年度において、母子家庭等就労支援センター事業のモデル実施や母子家庭介護人派遣等事業の拡充など、自立支援のための施策を充実するとともに、児童扶養手当について、就労等の収入が増加するに伴い、その収入と手当の合計額が必ず増加するよう、手当額をきめ細かく設定することとする。

- ・ また、母子家庭等の自立が一層促進されるよう、子育て、生活支援策、就労支援策、養育費確保策、経済的支援策などについて、総合的に見直しを行い、次期通常国会に向けて法改正を検討する。

- ・ これらの施策の展開を通じて、中央省庁改革による厚生・労働両省統合のメリットを目に見える形で提示する。

○ また、低所得者が福祉貸付により生活ができるようにするため、生活福祉資金貸付制度の充実を図る。

- ・ 平成13年度の総合雇用対策の一環として、雇用保険制度の枠外にある自営業者及びパート労働者の失業や、雇用保険の求職者給付期間切れにより生計の維持が困難となった失業者の世帯に対し、一定の条件のもとに生活資金を貸し付ける制度（離職者支援資金）を創設することとし、第1次補正予算において所要の措置を講じたところである。
- ・ 平成14年度において、一定の居住用不動産を有する低所得の高齢者世帯であって、収入が少ないために生計の維持が困難なものに対し、当該不動産の状況や連帯保証人の信用を総合的に評価し、毎月の生活費に充てるための長期の貸付制度（長期生活支援資金）を創設するとともに、通常的生活資金貸付では対応が困難な低所得者の緊急かつ一時的な小口資金の需要に対応するための貸付制度（緊急小口資金）を創設することとし、これらについて、所要の予算措置を講じることとする。
- 平成15年度から実施される障害者福祉サービスの支援費制度において、利用者の負担額がその支給量に応じて著しく増大しないよう、負担能力に応じたものにするほか、在宅サービス利用者の負担額の上限設定について検討する。
- そのほか、平成14年度において、職場適応援助者（ジョブコーチ）の派遣や障害者就業・生活支援センターの設置による就業支援など障害者雇用の推進を図るとともに、ホームレス自立支援センターの増設など、ホームレスの自立支援のための事業を拡充することとし、所要の予算措置を講じることとする。
- まず就労で生活できるように支援し、それができない場合に社会保障給付が補うという政策は、諸外国でも大きな流れになっている。
 - ・ イギリスでは、「福祉から就労へ」政策が推進され、職業訓練や就労斡旋により働くことが可能な者には極力就労を促すとともに、手当給付を税額控除に改めるなど、受給者の就労促進に向けた社会保障給付制度の改革が行われた。
 - ・ アメリカでは、「就労第一」政策が推進され、就労支援策の積極的推進と福祉手当における就労要件の強化が行われた。
 - ・ ドイツでは、現シュレーダー政権において、迅速かつ的確な職業紹介の早期実施や、高齢者の就業継続に向けた職業訓練のための助成金の創設などを盛り込んだ法律が成立し、平成14年1月から施行されている。

(3) 公的な制度のほか、地域における社会的つながりを回復し、すべての人を社会の構成員として包み支え合う(ソーシャル・インクルージョン)ための地域の多様な主体による取り組みを重視していく必要がある。

- ・ 「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」(平成12年12月8日)においては、現代の貧困問題は、リストラによる失業や倒産、急激な経済社会の変化に伴う社会関係上の障害、ホームレスなど社会的排除を伴う問題などと重複・複合化していることが指摘されている。

- ・ 今後、公的制度の柔軟な対応と地域社会での自発的支援の再構築のため、平成15年4月に施行になる社会福祉法に基づく地域福祉計画の策定、運用に向けての作業を行うものとする。

(4) 生活支援の担い手のあり方を考えるという観点から、人材の育成、要援護者が総合的な相談を受けられることができるシステム(ワンストップサービス)、社会福祉法人が創設の趣旨に立ち返り自主性・自発性を確保・強化していく方策などを検討していく必要がある。

5 当面の施策と中長期的課題

保険料や自己負担の増大が不可避の中、低所得者の負担軽減に関し適切な対応をする必要があるほか、働く意欲と能力のある人に対しては、就労支援と福祉貸付の充実を図る必要がある。

こうした観点から平成13年度に実施し、あるいは平成14年度において対応する課題は上記に記したとおりであるが、そのほか社会保障の構造にかかわる問題については、中長期的課題として引き続き検討をおこなっていくものとする。

(別紙)

プロジェクトチームメンバー

- 座 長 厚生労働副大臣
- 主 査 政策統括官付社会保障担当参事官
- 副主査 政策統括官付社会保障担当参事官室政策企画官
- 班 員 雇用均等・児童家庭局総務課母子家庭等自立支援
調査官兼育成環境課児童手当管理室長
- 社会・援護局保護課兼地域福祉課課長補佐
- 障害保健福祉部企画課課長補佐
- 老健局総務課企画官
- 老健局介護保険課課長補佐
- 保険局総務課老人医療企画室長
- 保険局国民健康保険課課長補佐
- 年金局年金課課長補佐
- 事務局 政策統括官付社会保障担当参事官室

低所得者対策

資料集

【医療保険】

- 医療制度改革関係（老人保健制度）
 - ・ 高額療養費制度における自己負担限度額の引き下げ
 - ・ 入院時食事療養費制度における標準負担額の軽減

- 国民健康保険
 - ・ 高額療養費制度における自己負担限度額の引き下げ
 - ・ 入院時食事療養費制度における標準負担額の軽減
 - ・ 低所得世帯に係る保険料（税）の軽減制度

【介護保険】

- 利用料負担
 - ・ 高額介護サービス費制度における自己負担限度額の引き下げ
 - ・ 入所時における食費の標準負担額の軽減

【国民年金】

- 国民年金保険料免除制度

【生活福祉資金貸付】

- 生活福祉資金貸付
（参考）生活福祉資金貸付制度の充実

平成14年1月7日

低所得者対策について

1. 制度名

医療制度改革関係（老人保健制度）

（高額療養費制度における自己負担限度額の引き下げ）

2. 低所得者対策の概要

所得の程度	対 象 者	自己負担限度額
一般	一般	40,200円 /月
低所得	<p>[現行] [全体の約30%程度]</p> <p>○低所得者世帯に属する老人医療受給対象者</p> <p>※ 低所得者世帯とは、世帯の主たる生計維持者が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税非課税者 ・減額があれば生活保護の被保護者とならない者 <p>である世帯</p> <p>[改正後] [全体の約15%程度]</p> <p>○低所得世帯に属する老人医療受給対象者</p> <p>※ 低所得者世帯とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主及び全ての世帯員が住民税非課税 ・減額があれば生活保護の被保護者とならない世帯 	24,600円 /月
特に低所得	<p>[現行] [全体の約0.7%程度]</p> <p>○低所得者世帯に属する老人医療受給対象者であって、老齢福祉年金を受給している者</p> <p>[改正後] [全体の約15%程度]</p> <p>○低所得者世帯に属する老人医療受給対象者であって、その世帯の世帯主及び全ての世帯員の所得が一定基準以下の世帯に属する者等</p>	15,000円 /月

低所得者対策について

1. 制度名

医療制度改革関係（老人保健制度）
（入院時食事療養費制度における標準負担額の軽減）

2. 低所得者対策の概要

所得の程度	対 象 者	標準負担額
一般	一般	780円/日
低所得	<p>〔現行〕 [全体の約30%程度]</p> <p>○低所得者世帯に属する老人医療受給対象者</p> <p>※ 低所得者世帯とは、世帯の主たる生計維持者が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税非課税者 ・減額があれば生活保護の被保護者とならない者 <p>である世帯</p> <p>〔改正後〕 [全体の約15%程度]</p> <p>○低所得世帯に属する老人医療受給対象者</p> <p>※ 低所得者世帯とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主及び全ての世帯員が住民税非課税 ・減額があれば生活保護の被保護者とならない世帯 	<p>650円/日</p> <p>※500円/日 (過去1年間の入院日数が90日を超える者)</p>
特に低所得	<p>〔現行〕 [全体の約0.7%程度]</p> <p>○低所得者世帯に属する老人医療受給対象者であって、老齢福祉年金を受給している者</p> <p>〔改正後〕 [全体の約15%程度]</p> <p>○低所得者世帯に属する老人医療受給対象者であって、その世帯の世帯主及び全ての世帯員の所得が一定基準以下の世帯に属する者等</p>	300円/日

低所得者対策について

1. 制度名

国民健康保険関係

(高額療養費制度における自己負担限度額の引き下げ)

2. 低所得者対策の概要

所得の程度	対 象 者	自己負担限度額
上位所得者	世帯に属する被保険者に係る前年所得（基礎控除後の総所得金額等）の合算額が670万円を超える者 ※ 多数該当（4月目以降の自己負担限度額） ※ 世帯合算の合算対象基準額 30,000円/月	121,800円+ (医療費-609,000円) ×1%/月 ※ 70,800円/月 (多数該当)
一般	世帯に属する被保険者に係る前年所得（基礎控除後の総所得金額等）の合算額が670万円以下の者（市町村民税非課税世帯を除く） ※ 多数該当（4月目以降の自己負担限度額） ※ 世帯合算の合算対象基準額 30,000円/月	63,600円+ (医療費-318,000円) ×1%/月 ※ 37,200円/月 (多数該当)
低所得者	市町村民税非課税世帯（世帯に属する被保険者全員が非課税）に属する者 ※ 多数該当（4月目以降の自己負担限度額） ※ 世帯合算の合算対象基準額 21,000円/月	35,400円/月 ※ 24,600円/月 (多数該当)

低所得者対策について

1. 制度名

国民健康保険関係

(入院時食事療養費制度における標準負担額の軽減)

2. 低所得者対策の概要

所得の程度	対 象 者	標準負担額
一般	一般	780円/日
低所得者	市町村民税非課税世帯(世帯に属する被保険者全員が非課税)に属する者 ※ 過去1年間の入院期間が90日を超える者 (長期該当者)	650円/日 ※ 500円/日 (長期該当者)

低所得者対策について

1. 制度名

国民健康保険関係

(低所得世帯に係る保険料(税)の軽減制度)

※保険基盤安定制度

保険料軽減相当額を公費補填(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)

2. 低所得者対策の概要

保険料に占める応益保険料額を下記の区分に従って軽減

所得の程度	対象者	応益保険料の軽減割合
低所得 (軽減基準所得(※1) が33万円+(35万円 ×世帯に属する被保険者 数)以下の世帯)	市町村保険者の応益割合(※2) が45%以上55%未満である 場合にのみ適用	2割軽減 (ただし、市町村長が 軽減を適当でないと思 めるときは行わない)
特に低所得(1) (軽減基準所得が33万 円+(24.5万円×世 帯主以外の被保険者数) 以下の世帯)	市町村保険者の応益割合 ① 45%以上55%未満 ② 35%以上45%未満 又は55%以上 ③ 35%未満	① 5割軽減 ② 4割軽減 ③ 3割軽減(ただし、 当分の間4割とす ることができる)
特に低所得(2) (軽減基準所得が33万 円(市町村民税の基礎控 除額)以下の世帯)	市町村保険者の応益割合 ① 45%以上55%未満 ② 35%以上45%未満 又は55%以上 ③ 35%未満	① 7割軽減 ② 6割軽減 ③ 5割軽減(ただし 当分の間6割とす ることができる)

(※1) 総収入から必要経費(給与所得控除、公的年金等控除等)を控除した額

(※2) 保険料に占める応益保険料(被保険者1人当たり及び世帯当たりの定額保険料)の割合(この割合は政令で定める基準に従い各市町村の条例で定める)